

II 令和7年度指導監査実施計画

1 指導監査の実施方針

(1)指導監査の実施

ア 指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、必要に応じて「確認監査」を実施する。

イ 一般監査は「実地監査」とし、運営等が概ね良好な法人については3年に1回とし、会計監査人を設置し会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人は5年に1回、税理士又は公認会計士から事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人は4年に1回とするなど、沖縄県社会福祉法人等指導監査要綱（昭和57年5月13日生総第185号）第3条及び第3条の2で規定する周期で実施する。

ウ 特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に特定の事項について、事業主管課と合同で随時実施する。

(2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

ア 指導事項に対する是正・改善の状況については、期限を付して改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

（当該年度中に解決が困難な事項については、事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。）

なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家を関与させること等について、助言を行う。

イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、事業主管課が当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2 指導監査の主眼事項及び着眼点

「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙）のとおり。

なお、監査事項の体系は次頁のとおり。

3 指導監査の重点事項

(1) 役員・評議員の適正な選任手続及び牽制機能が整っているか。

(2) 法令及び通知等に基づき、財務・会計管理が徹底して行われているか。

(3) 情報公開等、事業運営の透明性が整備され、国民に対する説明責任を果たしているか。